

## 令和5年第7回にかほ市議会定例会会議録（第3号）

### 1、本日の出席議員（15名）

1番	高橋利枝	2番	齋藤光春
3番	佐々木正勝	4番	宮崎信一
5番	齋藤雄史	6番	齋藤聡
7番	齋藤進	9番	佐々木平嗣
10番	小川正文	11番	佐々木孝二
12番	佐藤直哉	13番	佐々木春男
14番	佐々木敏春	15番	森鉄也
16番	伊藤竹文		

### 1、本日の欠席議員（0名）

#### 1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	阿部和久	次長	加藤潤
班長兼副主幹	今野真深		

#### 1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	小園敦	総務部長 (危機管理監)	佐々木俊孝
企画調整部長 (地方創生政策監)	須田美奈	市民福祉部長兼市民課長	佐々木修
農林水産部長	池田智成	建設部長	原田浩一
商工観光部長	齋藤和幸	教育次長	佐藤喜仁
消防長	阿部光弥	会計管理者	齋藤稔
総務課長	齋藤邦	総合政策課長	高橋寿
財政課長	齋藤真紀	観光課長	今野伸二
福祉課長	佐々木美佳	学校教育課長	菱刈宏記

#### 1、本日の議事日程は次のとおりである。

##### 議事日程第3号

令和5年9月6日（水曜日）午前10時開議

##### 第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第3号に同じ

---

午前10時00分 開 議

●議長（宮崎信一君） ただいまの出席議員は15人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、申し合わせにより、通告外の質問は認めておりませんので注意してください。

通告順に従って発言を許します。初めに13番佐々木春男議員の一般質問を許します。13番佐々木春男議員。

【13番（佐々木春男君）登壇】

●13番（佐々木春男君） おはようございます。

初めに、健康保険証の廃止方針は撤回すべきということについてお伺いいたします。

マイナンバーによるオンラインでの保険資格確認ができない、医療費の負担割合が誤登録、子どもの医療費助成が使えないなど混乱が広がっている中、マイナンバーの誤ったひも付けに関する政府の「総点検本部」が中間報告を公表しました。

それによりますと、健康保険証を一体化したマイナンバーカードに他人の保険証の情報が登録されていた事例が新たに1,069件確認され、既に判明していたものと合わせて8,441件に上りました。公務員の共済年金や障害者手帳のひも付けの誤りも見つかりました。他人の保険情報を基に診察処方が行われれば、命に関わる事故が起きかねません。1件でもあってはならない重大な誤りが8,000件以上もあったのです。

全国保険医団体連合会は「他人の情報をひも付けるミスが完全に解消しない限り、医療者は、共有データの信ぴょう性を疑わないといけなくなります」と声明を発表しました。岸田首相が言う「医療の質向上」とは全く逆の事態を招くと警告したものです。

マイナンバーカードを持たない人は、毎年「資格確認書」を申請しなければならず、健康保険証を登録したマイナンバーカードは5年ごとの更新となり、本人の手間暇はもとより、保険組合などに多大な業務を押しつけることとなります。こうした声を受けて、政府は、申請しなくともマイナンバーカードを持っていない人に「資格確認書」を送付することも検討するといっております。それならば、今の保険証を存続させればいいだけではないでしょうか、これが多くの国民の気持ち

ではないでしょうか。そうしたことから、私は健康保険証の廃止方針は撤回すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、1番についてお答えをさせていただきます。

マイナンバーカードとの一体化に伴う健康保険証の廃止については、岸田首相が今年8月4日の会見で、ひも付けに係る総点検と、その後の修正作業の状況を見極めた上で、さらなる時間が必要と判断される場合には資格確認書の円滑な交付、マイナ保険証の利便性の向上、そして健康保険証の廃止の時期の見直しを含めて適切に対応すると述べております。

資格確認書についても、当面の間はマイナ保険証を有していない全ての方に、申請によらず職権交付するという案も検討されております。

マイナンバーのひも付け等の誤りについては、保険組合——協会けんぽですが、保険組合などによる人的な登録誤りが主なものであり、原因としては、カナ氏名、性別、生年月日の3情報での照会をかけたケースや、事業主からマイナンバーの申請がなかったケースが挙げられております。

マイナ保険証は、年々増加する医療費や保険税、あるいは保険料の抑制のほか、高額医療費の手続の簡素化につながるなどのメリットがあるとされており、現在の問題点が解決されれば加入者にとっては大きく利便性が高まるものといわれております。

冒頭でも触れましたとおり、岸田首相は、ひも付けに係る総点検とその後の修正作業の状況を見極めると述べておりますので、それらを踏まえて、国民への十分な説明を行いながら健康保険証の廃止時期を判断されることを望むものであります。

●議長（宮崎信一君） 佐々木春男議員。

●13番（佐々木春男君） マイナンバーに何でもひも付けは、G7主要7か国では日本だけです。ドイツ、フランスでは、1970年代前半に行政分野横断の個人識別番号導入が検討されましたが、プライバシー侵害への国民の懸念が大きく、フランスではル・モンド新聞がフランス人を狩るためのプロジェクトと呼んで批判するなど大きな社会的反対が沸き起こり、政府はプロジェクトを撤回しています。他の国でも個人情報保護に向けた動きが進んでいます。現実には起きている個人情報の漏えいを、政治、財界の要求を重んじ、一旦立ち止まろうともしない岸田政権は、国民本位の政治からは逆行してあります。マイナンバーカードでは保険医療が受けられなかったケースが77万件あり、誤った登録で、繰り返しますが、子ども医療費無料のはずがそうでなかったり、医療費の負担割合が誤登録なったりと、混乱してあります。医療の誤登録は人の命に関わるものです。混乱の拡大を避けるためにも、保険証廃止に固執せず、カードの運用を一旦停止し、完全な総点検を行うことが必要です。そして、申請しなくとも、例えば施設に入所されている方にも手元に届く今のやり方が市民にとって最善の方法だと思います。私は岸田首相に保険証廃止の撤回を強く求めていきたいと思っております。

次に、給食無償化を国に求めながら市でも実施すべきを質問いたします。

新聞赤旗「学校給食無償化調査チーム」の資料によりますと、新型コロナウイルス感染症対応で設けられ

た国の地方再生臨時交付金を使って学校給食の無償化を行った自治体は——期間限定で実施する自治体も対象にしたものですが——、自治体は全都道府県に広がっており、482自治体となっています。県内でも半額助成、3子以降は全額無料も含めると10自治体が実施しています。実施した自治体では、多くの歓迎の声が上がっています。

文部科学省の「無償化の実施状況」でも、無償化による成果の例として、児童・生徒の例では給食費が未納・滞納であることに対する心理的負担の解消、保護者の経済的負担の軽減、安心して子育てできる環境の享受、学校・教員からは食育の指導に関する意識の向上、自治体からは子育て支援の充実、定住・転入の促進、食材高騰による経費増加の際、保護者との合意を経ず措置が可能などが挙げられております。

未納・滞納にこどもの責任は全くありませんから、子どもの心理的負担がなくなることは、全くありがたいことです。

一方、保護者の責任についていえば、未納・滞納の問題は、国民の貧困と対貧困政策の不十分さの帰結であり、保護者を自己責任論で追い詰める問題ではないのです。群馬県で開催されたシンポジウムでは、母子家庭のお母さんが「アルバイトを一つ減らして子どもと触れ合う時間が持てるようになった」「月に一回家族で外食できるようになった」などの声があります。保護者の経済的負担の軽減は、一つ一つの家庭をそうやって温めていくことだと思います。

憲法第26条に「義務教育は、これを無償とする」とあるとおり、教材、交通費などの教育活動に必要なものが無償ということであり、給食も教育活動の一つですから無償とされるべきものです。国に全国的な無償を求めながら、本市においても取り組むべきではないか。教育長の見解をお伺いいたします。

●議長（宮崎信一君） 答弁、教育長。

【教育長（小園敦君）登壇】

●教育長（小園敦君） それでは、佐々木春男議員の2番のご質問にお答えいたします。

学校給食の無償化につきましては、佐々木議員より昨年の12月及び6月定例会の一般質問を初め、これまで複数回にわたって同じような趣旨の質問があり、お答えをしてきたところでありますが、まずは県内の状況についてであります。

4町村が給食費の完全無償化を、5町村が半額助成あるいは第3子以降を無償としております。そして、男鹿市が市では初めての無償化を本年7月より始めており、佐々木議員がおっしゃるように、合わせて10の市町村が実施しているところであります。

さて、本市における学校給食の無償化につきましては、様々な教育施策や医療費の無料化などの施策を実施しており、こうした市の施策を総体的に見通したときに、学校給食も無償とすることは難しいと考えていることをお伝えしてまいりました。

議員がお話のように、教育費の無償化というのは、これは確かに家計を助けますし、給食費の支払いに対する不安もなくなりますので、子育て世帯にとってはとても助かるものだということは容易に想像できます。しかしながら、本市では給食費の未納・滞納はありませんので、全額完納いただいている状況にあります。仮に学校給食を完全無償化とした場合、令和4年度では約7,540万

円が市負担と試算され、こうした財源の確保はとても厳しいと思っております。

佐々木議員ご指摘のように、憲法第26条では、義務教育は無償であると位置づけられています。一方で、学校給食法第11条第2項では、給食の食材、材料費の相当額は児童・生徒の保護者が負担するものとの定めがございます。先ほど申し上げたように、財源確保の難しさもございます。こうしたことから、現状におきましては、保護者から負担していただく給食費の値上げをしない方策を検討はしておりますけれども、無償化についての検討はしておりません。

教育委員会としましては、未来を担う子どもたちにとって必要な教育環境を整えていくため、多くの課題一つ一つを優先順位をもって対応していきたいと考えております。とはいいましても、給食費の無償化は重要な課題の一つであり、国が実施すべきものとの考えの下、国に対する要望事項として市長会を通じた働きかけを継続してまいります。

●議長（宮崎信一君） 佐々木春男議員。

●13番（佐々木春男君） 学校給食法の食材費の負担は保護者になっていると、こういうことなんです。これは以前の事務次官通知で、この点については、これらの規定は人件費、施設整備費、修繕費、水・光熱費は設置者が負担すると、食材料費は先ほど申し上げましたように保護者側の負担とする、こういうような内容というか、こういうふうな表があるんですが、これらの規定は経費の負担区分を明らかにしたもので、例えば保護者の経済的負担の現状から見て、地方公共団体、学校法人、その他のものが児童の給食費の一部を補助するような場合を禁止する意図ではないというふうな国会答弁があります。この一部を補助するような場合を禁止する意図ではないというところについて、一部だけではなくて全額補助することも否定されないという国会答弁もあります。そういうことから、先ほど教育長がおっしゃったように、国がやるべきものなんです。先ほど申し上げましたように、学校側にとっても、子どもにとっても、家庭にとっても、大変いい施策であるというふうに思います。無償化の運動をしている中では、子どもが食べるお金ぐらいいは親が出すべきではという声も出るそうなんですが、子どもを愛する気持ちなどから、その気持ちはよく分かるんですが、もしそれだけでいけば子どもが使う教科書ぐらいいは親が出してもいいのではないかと、子どもの飲む水ぐらいいは出してもいいのではないかとというふうに、キリがなく自己責任につながっていきます。また、給食費が払えない貧しい人だけ無償にすればいいのではというふうな意見もありますが、基本的な人権の保障がお金の有る無しで決まっていく社会、ここでいえば親が給食費を払えずに給食を食べられない気持ちを子どもに味わわせる社会、これは安心できる社会とはいえないと思います。この問題は、貧しい人のみ無償にすることでは、本当の解決にはならない、こういうふうに思います。無償と有償の間に見えない分断が生まれ、無償になった人に心ない烙印を貼る人たちが現れるでしょう。権利なのに、その享受に肩身の狭い思いを与える社会は、安心できる社会ではないと、こういうふうに思います。

給食の目指すべき姿は、先ほどから申し上げましたように、憲法の実施として国の制度として全国的な無償化です。ぜひ無償化を求めながらも、市民の安心して暮らせる施策の一つとして小・中学校の給食無償化を検討するということはいかがでしょうか。

●議長（宮崎信一君） 質問ですね。

●13番（佐々木春男君） はい。

●議長（宮崎信一君） 答弁、教育長。

●教育長（小園敦君） ただいまの佐々木議員からの子どもたち一人一人の未来を深く考えたご提言、大変ありがたく思っております。

給食に関する無償化に関しましては、先ほど申しあげましたように、市長会の方で国に対し、今後とも引き続きお願いしていくところでございますので、この点ご理解いただきたいと思っております。

佐々木議員より給食の重要性というお話がございましたので、議員の皆様、既にご承知とは思いますが、本市給食に関して少しばかりお話させていただきます。

まずは物価高騰に関しましては、コロナ対策費等を使いまして物価対策、いわゆる食材費高騰分を抑えるための施策もしておるということをお話させていただきます。

なお、地産地消の観点から、地域の食材を使い、そして各給食の従事なさっている方々の栄養を最優先に考えたバランスのある食事を提供しているということ、ぜひこの場で紹介させていただきたく思います。子どもたちの健康、これを担保するために、日々予算と戦いながらも栄養バランスを考えた食材を、献立を、日々検討しているという給食従事者、そしていただきますの前には、しっかりと感謝をし、学校現場、先生方、職員も一緒になって恵みに感謝して食べているということもですね、この場でお伝えしたいと思います。

以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 佐々木春男議員。

●13番（佐々木春男君） 先ほど無償化をした場合、およそ7,540万円必要となるというふうなお話でしたが、ほかのところの、これは対象ならないかもしれませんが、大体総予算の1%あればできるというふうなお話をする方もおられます。そういうことからみれば、7,500万、大変高い金額ですけれども、何とか工面してできるものではないだろうか。金の使い方を変えれば、できるものじゃないかというふうに考えます。ぜひ一日も早く実施できるよう、国にも求めながら、ここでも検討していただければというふうに思います。

次に、自衛官募集の名簿提供は中止すべきということについてお伺いいたします。

自衛隊員の募集業務をめぐる国の地方自治体への働きかけが、以前にも増して強化されております。募集に関し必要な「資料」だとして、募集対象者の住民基本台帳情報4項目（氏名・生年月日・性別・住所）を紙または電子媒体で自衛隊に提供するように求める依頼を毎年続け、従来在台帳閲覧による対応から逸脱し、市民の個人情報をも名簿や宛名シールなどの形式で自衛隊に提供する自治体が全国で急増し、2022年度では全自治体の61%に当たる1,068自治体に増えております。

急増したきっかけは、当時の安倍首相が19年2月の自民党大会で「都道府県の6割以上が協力を拒否している」との発言や、20年12月に市町村長による住民基本台帳の一部写しの提供は可能だと明確化する閣議決定をしたことにあります。さらに、21年2月には防衛省と総務省が自衛隊法・同法施行令・住民基本台帳法を根拠に、防衛省が市区町村に提出を求めることができる通知を出し、これが自治体への圧力となり、紙・電子媒体での提供が急増したものです。

これに対して、各地で「プライバシーを侵害している」「個人情報保護条例や、住民基本台帳法

に違反」などとして自治体に提供をやめる住民の運動が広がり、紙・電子媒体の提供しない自治体や対象者を抽出しての閲覧の中止、個人情報の提供について拒否申請を受ける自治体も生まれています。

そこで市長に伺います。本市は国の要請にどのように対応しているのか。自治体にはプライバシーの権利を尊重する義務、擁護する責務があります。自衛隊への個人名簿提出は中止すべきと考えますが、見解を伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、3のご質問にお答えをさせていただきます。

自衛隊については、自衛隊第3条において、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、我が国を防衛することを主たる任務として、必要に応じ公共の秩序の維持にあたりとされ、国防、災害救助といった国民の生命と財産を守る非常に重要な任務を担っているところであります。

自衛官募集の事務については、市町村の法定受託事務と定められており、自衛隊法第97条第1項で、都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うと規定され、自衛隊法施行令第120条では、防衛大臣は自衛官または自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事または市町村長に対し、必要な報告または資料の提出を求めることができると定められております。

そして、この自衛官及び自衛官候補生の募集に関しての必要な資料については、令和3年2月5日付の防衛省と総務省の連名による通知において、住民基本台帳の一部の写しを用いることは、住民基本台帳法上、特段の問題が生ずるものではないとされましたので、本市においては、この通知に基づいて紙媒体により情報を提供しているものであります。

また、令和5年4月1日施行の改正個人情報保護法第69条第1項では、法令に基づく場合を除き、個人情報の提供を制限しておりますが、本件については自衛隊法施行令第120条に基づき提供するものでありますので、法に基づく適正な情報提供であると認識をしております。

なお、この名簿の提供に関して市民から苦情や意見をいただいたことはありません。

●議長（宮崎信一君） 佐々木春男議員。

●13番（佐々木春男君） 個人情報の外部提供の妥当性ということについてですが、住民基本台帳法では、個人情報保護に留意し、記載の情報を原則非公開としています。一方で、11条1項では、国の機関が法令で定める事務の遂行のために必要である場合は、自治体に対して台帳の閲覧を請求することができる定められております。つまり、自治体が公用・公益性が高いと認めた場合に限って台帳情報の閲覧が可能とされておるといことです。原則非公開のものが公用・公益性の名の下で閲覧が認められている時点で、既に格別の意が用いられているということは指摘されます。

先ほども出ました自衛隊法97条1項の規定を見ると、自治体の首長が行う募集事務の内容について、具体的に何を指すかということとは特に定められておりません。また、自衛隊法施行令120条についても、定められた募集事務や募集期間、試験会場の告示、受験票の交付などの項目に係る規定と見るべきで、個人情報の提供を行う根拠づけにはならないと指摘されております。

自衛隊法の立法者意思を確認できる同法唯一の逐条解説書とされている防衛法、1974年自由国民社で出したものですが、施行令120条について、募集事務がスムーズに遂行されるよう、内閣総理大臣は都道府県知事及び市町村長に対して募集に対する一般の反応、応募者数の大体的見通し、応募年齢層の概数などに関する報告及び県勢統計等の資料の提出を求め、地方の実情に即し募集が円滑に行われているかどうかを判断するための規定だと解説しております。

こうした自衛隊法97条1項、同施行令120条の規定について、国会答弁では、当時の石破茂防衛長官が「名簿提供について私どもが依頼しても応える義務というのは必ずしもございません。そのことについては応えられないということであれば、それはそれでいた仕方ないこととございます」というふうな答弁をしております。また、片山虎之助当時の総務相は、「募集対象者の個人情報提供についてですが、事実上の要請ですから、要請を断ることは当然あり得ます」というふうに答弁されております。つまり、義務ではないということとあります。

福岡県の筑後市では、2011年から、市長の判断で行政審査会への諮問や本人の承諾なく自衛隊への適齢者名簿の提供が行われていましたが、市民からの告発が契機となり、2021年に名簿提供を取りやめました。その際に、同市の行政審議会が示した意見では、名簿の提出は単に自衛隊に対し便宜を図る行為にほかならず、名簿がなければ自衛官等募集事務を遂行できなくなるような特段の事情も見受けられない。本来、地方公共団体は個人情報を慎重に取り扱い、個人の権利・利益を保護すべき立場であるので、今後もこのような形で個人情報を自衛隊へ提供することは妥当とはいえないというふうな表明をしております。便宜を図る行為、名簿がないと自衛隊の募集事務を遂行できなくなるわけではないと分析した点は、大変重要だと思います。

自治体を戦争国家づくりの下請け機関にさせないことは、前の戦争の歴史でも教訓にもあります。国による自治体に対する自衛隊募集業務への過度の協力要請は、軍事優先へと傾く国の政治の流れで起きております。現在の情勢下で自衛隊法97条1項における都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うとする内容に、行き過ぎた対応がないか常に監視していく必要があるのではないかとこのように思います。市長、どのように思いますか。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 佐々木春男議員からは、全国を見て、各地域におけるそれぞれの事例といましようか、をご紹介いただいております。

しかしながら、私ども先ほど来述べておりますように、法定受託事務としてそれを円滑に進めるために現在の通達を鑑みればですね、名簿を提供することについて私の考え方としては、今取りやめるといものではないと思いますし、募集事務そのものについて市が何らかの役割を担っているというものでもありませんので、少し認識として私とは違うのかなというふうに思っております。

●議長（宮崎信一君） 佐々木春男議員。

●13番（佐々木春男君） 質問でないんですが、市長のそういう、私と考え方がずれがあるということを認識しまして質問を終わります。

●議長（宮崎信一君） これで13番佐々木春男議員の一般質問を終わります。

所用のため暫時休憩いたします。再開を10時55分といたします。

午前10時45分 休 憩

午前10時55分 再 開

●議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、2番齋藤光春議員の一般質問を許します。2番齋藤光春議員。

【2番（齋藤光春君）登壇】

●2番（齋藤光春君） 2番齋藤光春です。よろしくお願いします。

始める前にですね、質問項目1の(4)番のところの2行目なんですけども、観光産業振興という、観光協会に対してのタイが「体」になっています。相手の「対」、向き合うの「対」の方に直していただければと思いますので、よろしくお願いします。

それでは始めさせていただきます。

1、にかほ市の観光産業振興策についてであります。

新型コロナウイルス蔓延で長期的な観光による交流人口の減少が見られていましたが、ようやく最近是国内の観光地で国内外の観光客が増え、地域経済の回復も見られるようになってきています。にかほ市発足以来、にかほ市では地場産業と地域の持つ文化や自然等の資源をブラッシュアップしての観光産業振興を主要施策として総合戦略や施政方針に掲げています。地域特性でもある自然環境の各観光スポット、受け継がれてきた各地域の伝統文化、地産品を食材とした食文化、廃校のリノベーションによる交流人口を狙いとした新たな事業等本市をPRできる素材は持ち合わせているものと考えおります。

過日、リクルートの旅行情報誌「じゃらん」において、2022年の宿泊旅行で訪れた地域でもう一度行きたいと思う観光地というアンケートがなされました。そこにおいて東北地域の観光地上位20位に入っていたのは、秋田県の地域は男鹿半島の15位だけだと、東北6県では秋田県が最も少なかったという結果が出ています。これはさきがけ新聞の記事にも掲載されております。

このようなアンケートは、サンプルが大分少なかったようでしたけれども、秋田県としては非常に寂しいことであり、観光立市を掲げる本市にとっては、このような現状であることを十分に踏まえた上で観光産業振興策を検討していかなければならないものと考えます。そこで質問いたします。

(1) コロナ禍前にも本市への観光客の減少が見られていましたが、減少の要因を検証してきたことと考えます。コロナ禍によりアフターコロナの誘客のための検証、または誘客対策を練る時間は十分にあったことから、観光客減少の要因はどこに起因するということなのか検証したものと察します。その検証結果を伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、齋藤光春議員の一般質問にお答えをさせていただきますが、1

番について(1)と(2)は、冒頭私の方からお答えしますが、(3)(4)については担当部長からの答弁とさせていただきます。

まずは(1)についてですが、本市の観光客の推移を見てみますと、コロナ禍前3か年の状況では、約230万人台と、ほぼ横ばいで推移をしております。また、統計結果だけを見てみますと、10年前は約180万人の入込み客でしたので、約1.3倍の増加を見ているというところになります。これは平成28年に「にかほっと」がオープンし、統計にその入込み客数が加わったことによるものであります。

いずれにせよ近年の状況としては、ご質問にあります観光客の減少をことさら強調されるのは不適切だと考えております。

確かに平成20年をピークに日本の人口は減少に転じており、最大の国内市場である首都圏の総人口も減少の一途をたどっていることから、国内観光需要の総量が減り続けていることであります。また、昨今の旅行形態の変化により、団体旅行から個人や少人数旅行へとシフトしていることも、観光客減少傾向の大きな要因として挙げられたと思います。

しかしながら、これらはいまさらの検証ではなく、既知、既に知られている事実として広く認識されております。本市においても大きな流れの中での観光客減少の要因は、そのことに起因するものと捉えております。

本市のコロナ禍前の直近の統計数値を見てみましても、大型バスや団体客が立ち寄りやすい場所の代表である道の駅エリアでは、若干減少傾向が見られますが、鳥海山エリア等体験型旅行や個人旅行先として嗜好される場所では増加が見られております。

●議長（宮崎信一君） 齋藤光春議員。

●2番（齋藤光春君） 今、市長の方から人口減少もあるということで、一概に観光客の減少は語るものではないというような話がありますが、私も観光協会の事務局長を務め、観光事業に対して携わった者として、何とかにかほ市の観光事業者を活性化したいということで様々統計取っております。

先ほど言われたとおり平成27年には、観光客の入込み数、これ約だと思いますが、約189万人です。平成28年に約203万人、平成29年には約240万人、その後、平成30年約230万人、平成31年から令和2年あたりはコロナが発生してきておりますので減っております。特に令和2年には約130万人というような報告が事務報告の中でなされております。令和3年にも約140万人。昨年度の人数は今年のと見ますと180万人というような結果が出ております。この中で「ねむの丘」「にかほっと」が開設されてから統計が増えたということで、ちょうど私も観光協会が「にかほっと」に移った時ですので、人為的にですねカウンターで数えるということもやらせたこともあります。その中で平成28年には「にかほっと」には六十七、八万人が来ております。それがプラスになっているということなんですが、ただ、先ほど言いましたとおり観光客が来るということになると、やっぱりこっちの方では観光をもととした事業者がいるわけです。その方たちのためにも経済的な活性化を含めまして、やっぱり営業成績を上げてもらわなきゃいけない。そのためのこれ観光事業でありますので、この数字ですね、ここに一覧表、私持って、皆さんもご存じだと思いますけど、この

数字はどのような形でカウントされたのか教えていただけますか。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） ただいまのご質問については担当の方で答えをさせていただきます。

●議長（宮崎信一君） 観光課長。

●観光課長（今野伸二君） それでは、観光客の入り込み数というところの数字の出し方というご質問でよろしかったですね——はい。全ての観光スポット、ポイントでは、様々な係数等掛けながら算出しているところではございますが、代表的なところ、道の駅であったり、「にかほっと」であったりというようなところについては、直接レジカウンター取れる場所ございますけども、例えば1階の物産コーナーであれば、そちらの方で買い求めたお客さんの数、それはレシート等で把握できますので、そういったものに係数、例えば1.いくらだとかというようなことでですね算出はさせていただきます。

あと、そのほか自然を魅力的なものとした、例えば中島台であったりだとか、鳥海山鉾立地区であったりだとか、そういったところについては管理人さん常時いらっしゃいます。そういった方々、毎日カウント、入り込みということですねカウントはさせていただきます。しかしながら、それが全ての実数ではございませんので、そういったところについてもですね係数を掛けさせていただきますというようになります。

以上です。

●議長（宮崎信一君） 齋藤光春議員。

●2番（齋藤光春君） 係数で算出しているということなんですが、でも実数がなければ係数は掛けても本物の数字は出てこないわけですので、そこら辺のところ、実はですね、以前に観光客の流動がですね非常に減っていると。特に7号線の交通量が減っているということを平成30年代でしたか、私質問した時に、当時の商工観光部長がこのような答えを出しております。国土交通省の調査を引用して7号線の交通量が減っているということで、これは一つの原因、日本海沿岸道ができて、下を通らないで上の方を通っているんじゃないかということも一つの要因だということをお答えいただきました。ただ、私はこれ納得しなかった。なぜかという、これは7号線の交通量というのは、象潟TDK工場、それから、金浦TDK工場がなくなっておまして、通勤・退勤、それから、その会社に関わるような運輸関係の車の減少もあるのではないかと私は考えたわけです。ですから、これ、実際にはどのような数字なのか、現場に行ってですねカウントしてみたらと、期日を決めて。それから、「にかほっと」とか、それからこういう観光地なんかで、そういうような形でですね実数を実際に見て検討しなければ、本当にどれくらい減っているのか、それから、その減った原因は何なのかということ、例えばアンケート調査やるとかですね、すべきでないかと思います。こういう例があります。スポーツイベント実行委員会の方々たちが毎年とって、参加されている方たちがどこに泊まったのか、その経費はいくらなのか、そして、ついでにどこに観光したのか、そして、土産としては何を買ったのか、どこでどれくらい使ったのかという統計を出して我々に示してくれれば、そこまでやって初めてですね傾向が分かるわけなんで、ぜひですね、こういうような確かなデータによる分析を今後進めていただければと思います。そうすれば今後の対策は立てれ

るんじゃないかと思しますので、ぜひそれを実行していただきたい、これは要望ですけども。

次、(2)番の方に移らせていただきます。

以前より市長は、観光客の増加に向けそれぞれの観光スポットのブラッシュアップを行うということを提言してきていますが、どこを今までどのようにですねブラッシュアップしてきたのかお伺いいたします。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは(2)についてお答えをいたします。

本市には、風光明媚な自然資源や文化的価値のあるものなど、観光スポットやコンテンツは多岐にわたり、魅力あるものが多くあります。それらのブラッシュアップとして旅行ニーズを的確に捉えるよう努めながら、コンテンツ開発や受け入れ態勢の整備、プロモーションの展開などに取り組んでいるところであります。

一例を挙げますと、人気の高い鳥海山鉾立エリアにおいては、県と共同してトイレの改良工事や鉾立ビジターセンターのリニューアルを実施しております。

また、コロナ禍においても県と連携してクルーズ船会社に対し、周遊ルートの提案を積極的に行ってまいりました。それが結実し、今年に入り、元滝伏流水や蚶満寺を周遊しながら市内で食事を楽しむオプションツアーの催行につながり、新たな観光商品として地域資源の付加価値を高めているところであります。

また、秋田空港やJR秋田駅など、秋田の交通の玄関口において、令和3年度から新たな試みとして池田修三作品展を続けており、文化ツーリズムによる周遊観光を作り出しているところであります。

九十九島や仁賀保高原においては、DX技術の活用によりAR体験ができるシステムの構築により、往時の姿が復元された画像が見れるなど、新たなコンテンツとして稼働しております。

また、本市の総合的なプロモーションとして、超神ネイガールの知名度を最大限生かしたゲンキリチャージプロジェクトを展開しております。観光施設やスポットに出向き、来訪者との交流、本市だけのオリジナルショーの開催、また、これらの事柄を10万人の登録者からなるSNSで情報発信するなど、本市をPRしておるところであります。

そのほか竹嶋潟スケートパークの新設やサイエンスパーク、ふわふわドームの改修など、もともとは観光目的に整備されたものではなくても、にかほ市の話題や知名度の向上に寄与し、にかほ市の観光コンテンツの幅を広げることにつながっているところであります。

●議長（宮崎信一君） 齋藤光春議員。

●2番（齋藤光春君） 今、一部のブラッシュアップの話をお聞きしましたが、前の時もですね、もとの観光課の職員の皆さんもいらっしゃいますけども、色んな検討を行ってきました。それも今お話されたところでなく、例えば仁賀保高原、山根館遺跡、三崎公園、それから獅子ヶ鼻、小滝、勢至公園、竹嶋潟公園、鳥海山、ミュージアム関係、それから観光漁業の推進とか農業の推進など、それから先ほどありましたが、当時、団体客はこれからではないということで、個人のリピーター

を狙うために、わざわざ我々の方で、例えば元滝に行ってその観光バスで来た人たちに、今度は個人で来てくださいというようなパンフレット配布とか様々なことやりました。そこで必要だったのが何かというと、団体客を受け入れる施設がない、宿泊施設がない、そういうようなことは考えないのか。「はまなす」くらいでしょうけど、ただバス1台分入るか入らないかくらいです。ですから、そういうようなものを先駆けてですね、どんどんどんどん整備していてもいいんじゃないかということでもあります。

様々言われてましたけど、前から案内人の方たちからも言われましたけど、霊峰公園のトイレに関してはどうなっているのかと、それはまだお聞きしておりません。例えば先ほど言われました竹嶋潟のですね新しいカヌーなんですけど、水の様子を見に行ったことございますか。この天気です、水がもう泡になってですね、非常に汚い状態。ある時に通りかかった人が、カヌーがひっくり返ってですね大変な状態だったということで、お前らはそういうのをちゃんと見回らないのかということを書いてます。そのような細かいところのブラッシュアップといたしますか、安全・安心を含めたところというのは、どのような形でですね調査しながら、また、視察しながらですね指示されているのか、また、どういうふうを考えているのかお聞きいたします。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 今、議員がおっしゃられたような市内の例えば観音潟等、あるいは勢至公園等についても、あの周辺をウォーキングも兼ねて恒常的に私も視察をして、その状況を常に把握し、今のこの対策はどうなっているかというのは常に、先週もそのような指示をしたところでありますので、観光目的のブラッシュアップではなくて生活環境を含めた中で必要な措置をとれることは今どういうことがあるのかというようなことについては、常に担当と意見交換をしているというところでありますが、それ以外のことについて担当の方でお答えすることがあればお答えをさせていただきます。

●議長（宮崎信一君） 商工観光部長。

●商工観光部長（斎藤和幸君） 先ほど斎藤議員がおっしゃられた様々、三崎公園、仁賀保高原、その他いろいろな箇所につきましても、今、市長が申しあげましたもともと観光目的でなくても、例えば昨日の斎藤聡議員のご質問に答弁したように、例えば市民の憩の場、公園として、あるいはそのほかインフラ施設として、それぞれの立場で必要なことに関して優先順位、どうしても優先順位というのはついてしまいますけども、優先順位をつけながら整備や改修等は全力で行っております。

●議長（宮崎信一君） 斎藤光春議員。

●2番（斎藤光春君） 私が言ってるのは、観光事業の振興についてということですので、観光事業の関係者がですね、やっぱり満足するような、そして利益を得るような方法をちょっと考えたらいかがですかということをお話しているわけで、市民の憩の場はもちろんです、公園があれば当然のことなので、それは結構です。だから、もっとですね、そういう憩の場なら憩の場で結構ですが、観光事業者、業者さんが利益を得るような形のブラッシュアップの仕方とかしないと、やっぱりなかなか本市でやっている主要な施策として挙げているような観光事業の振興というのは進まないん

じゃないかということでもあります。ましてモンベルさんが今、カヌーで竹嶋潟に来ると、ああいうような水質状況では大変なことになりますので、そこら辺のところも横断的に相談して改善していけばいいのではないかと私は考えるわけです。ですから、まだまだブラッシュアップするという、当たり前前の整備とするということも含めましてですね今後考えていただければと思います。

(3) 番の方に移ります。

6月の観光関連事業に関する一般質問に対する市長の答弁は、観光拠点センター及び「ねむの丘」に人を集めるだけでは駄目だと。そのとおりだと思います。その後、観光課長の方から、観光協会とは具体的な観光振興策については話し合っていない。集客のために観光拠点センター及び「ねむの丘」の周辺でイベントを開催して集客を集めるとの答弁がありました。観光客増を図るためにイベントを開催しているとのことでしたが、イベントで来訪した方は、本市の観光スポットにどれくらい誘客できているのかお答えください。

●議長（宮崎信一君） 商工観光部長。

●商工観光部長（斎藤和幸君） 1の(3)についてお答えいたします。

道の駅象潟、「ねむの丘」等で各種観光イベント等を開催した際に、来訪後の追跡調査的なことまでは行っておりませんので、その他の観光スポットへの移動人数は把握いたしていません。

●議長（宮崎信一君） 齋藤光春議員。

●2番（齋藤光春君） あの際ですね、ここに人を集めて観光スポットの誘客を図るという答弁をいただいたんですよ。ですから、せっかく事業をやるのであれば、多角的にものを考えてですね、そういうような誘客できるような、誘導できるような方策も含めた事業計画をなされたらよろしいのではないかと私は考えるわけです。まして、イベントに集まる方の目的と観光目的で来る方の目的というのは違うわけですので、はっきり言いますと。ですから、そこら辺のところをしっかりと来た方たちにですねアンケート調査でもやって、いろいろご意見をいただいて事業に取り組むというような形をとられた方が、むしろ効果的な観光振興策ができるんじゃないかと思いますが、そのようなアンケート調査等は今までやっていたのか、やるつもりがあるのかお聞きいたします。

●議長（宮崎信一君） 観光課長。

●観光課長（今野伸二君） それでは、お答えいたします。

集客目的というようなことで年間、にかほ市内においても何回かイベント等、実施はさせていただいておりました。その大きなイベントについてはですね、正直なところを申し上げますと、今、齋藤議員がおっしゃられたようなアンケート調査というところまでは、正直なところ気が回っておりません。でしたので、今までは開催した、アンケート調査はですね実施したという実績はございませんが、観光協会の方で独自事業で実施している体験型のツアーみたいなもの、日帰りツアーであったりだとか、そういったものを実施している際にはですね、アンケート調査というものも実は実施しているところがございます。内容等については、ちょっと私今、手元の方に資料等はございませんけれども、そういったものをですね積み上げた状況、内容を把握させていただいて、次のものに生かしていくというようなことでアンケート調査の方は実施されているようでした。

議員がおっしゃる今後アンケート調査をとというようなところの話ではございますけれども、そのイ

ベント等の開催する実行委員会組織というものもございますので、そういったところにですね私どもの方からもそういったことはですね、投げかけさせていただきながら、このものについては進めていきたいと今思っているところでございます。

以上です。

●議長（宮崎信一君） 齋藤光春議員。

●2番（齋藤光春君） もっとやりようがあるんじゃないかということで話をさせていただいております。アンケート調査であれば、例えば「にかほっと」「ねむの丘」に来た方に、その場で調査することも可能なわけです。いずれどっかの観光協会のイベントで来た方たちだけでなく、一般の方たちがどういう見方をしているのかというような調査のほうが、かえって有効じゃないかと。

それから、先ほど、何でイベントをやって集客することに対して私が言ったかといいますと、あそこに来ている、例えばキッチンカーの皆さん、地元の方たちだけですか。恐らく市外から来ている方たちが多いはずですよ。ということは、お金はここに落ちるんじゃなくて外に出ていく可能性の方が多。だからイベントで集めた人が地元にお金を落とさせていただけるように、どのような施策をしていますかと、どういうふうな誘客の仕方をしていますかとこのことを話させていただいたわけですので、ぜひですねそこら辺のところも十分に検討をさせていただいて、観光協会、それから実行委員会の方たちと、市に有益になるような方法を考えていただければと思いますので、次の――、ついでにですね、こういうことがありました。今、小滝のですね金峰神社のところ、スイーツが大変にぎわっております。私も土日よく行ってみますけども、多分県内外からたくさんいらしています。すごいよかったなと思います。奈曾の白滝まで下りていく人いないんですよ。これ、観光でなくてスイーツを食べに来ている。それはそれで商売は成り立つんですが、観光として見た場合、どうしたらあそこに奈曾のあの立派な滝を見ていただけるのかなということで、実は先日、そのスイーツの方たちにちょっと話させていただきました。もしあれだったら、急ですのでね、上り下り大変なところですので、無償のですね杖か何かのレンタルもしたらいかがかと、そういうのを例えば市の方でやるとか、観光事業としてですね、そういうようなことも含めた計画ができるんじゃないかと思ってきました次第であります。今後の検討をいただければと思います。

では次の1の(4)番の方に移ります。

観光産業振興の中軸を担うのが観光協会であると考えます。その観光協会に対してですね、年間2,000万円の補助金が交付されています。約2,000万円ですね。観光産業振興への観光協会に対する市長の期待が大きいことが分かります。6月の一般質問への答弁の中で、補助金は財政的な根拠のないものは削減しているとありました。観光協会に対する補助金交付の予算折衝の際、観光協会からは観光産業振興策としてどのような具体的なですね事業計画案が示されているのか伺います。

●議長（宮崎信一君） 商工観光部長。

●商工観光部長（齋藤和幸君） 1の(4)についてお答えいたします。

にかほ市観光協会の令和4年度理事会が今年3月30日に開催され、その中で令和5年度事業計画案として示されておりますので、その中から一部を述べさせていただきますと、観光誘客宣伝事業として今年初めて竹嶋潟を主会場としたさくらフェスティバルの開催やコロナ禍以前の規模でのに

かほ市花火大会の開催などが示されております。

観光客受け入れ事業としては、毎年好評のスノートレッキングなどのほか、E-バイクツアーの造成やアウトドア拠点施設オープンを見据えた事業の実施などが挙げられております。

観光PR事業としては、新たに移住相談会での観光PR、移住リエゾンとの連携事業などが挙げられております。

なお、詳細につきましては、観光協会の総会資料をご覧くださいと思います。

以上です。

●議長（宮崎信一君） 齋藤光春議員。

●2番（齋藤光春君） そのような形ですね観光協会の方の事業計画がなされたようですけども、総会の際にですね参加された方が、事業計画の説明がなくして予算だけが説明されたというようなことがあったようです。今これ、商工観光部の方にはそのような具体的な話がなされている。ただ、冊子だけで来ているということであれば、非常にこの事業計画の根拠というのは薄いような感じしています。この時のですね査定ですね、どのような基準に基づいて、この補助金の予算の決定をなされているのか教えていただけますか。

●議長（宮崎信一君） 商工観光部長。

●商工観光部長（齋藤和幸君） まず前段の総会の時に事業計画の説明がなかったのではないかとこの方について、まず私の方から説明させていただきますと、先ほど申しましたとおり、令和5年度の事業計画案と予算案につきましては、総会ではなくて理事会で決議することとなっております。私も出席しておりましたけれども、全く説明がなかったわけではありませんけれども、まず議決、議案として総会には審議事項となっておらなかったために、そのような捉え方になってしまったのではないかと思います。

まず一つ目これで。

●議長（宮崎信一君） 観光課長。

●観光課長（今野伸二君） それでは、補助金のルールといいますか、そういったことをお聞きしたかったのかな、基準というものお聞きしたいということでございますが、交付要綱がございます。まずはそれに照らし合わせて判断しなければいけないというのが大前提でございます。その後、毎年11月中旬から下旬にかけて、観光協会さん側の方からは要望書というものをいただきます。その中でトータル来年度の協会事業というものを示していただいて、その中で市の方から支援していただきたい事業というものをですね抽出されてきますので、それを私ども担当レベルと協会さん側とですね協議の場に入ります。そういった中で最終的に次年度の予算というものを決めていくというようにして予算の方は確定させていただいているということですけども。

以上です。

●議長（宮崎信一君） 齋藤光春議員。

●2番（齋藤光春君） あえて申し上げますが、平成27年10月、私、事務局長として予算折衝させていただきました。その際は、全ての事業計画、それから予算計画を出させていただいた上で、あの時には請求したのが1,600万円、その中でいろいろ検討されて1,200万円の補助金を平成28年度に

いただきました。その時は、これはいくら、これはいくらと、事業計画に対しての、その際に言われたのが、前にお話しましたが人件費は対象にはならないということがその時に言われたことであります。

今は、それはまた変わったかもしれませんが、ただ、この時にですね、この査定の段階で、例えば商工会では運営費補助、それから事業費補助と、はっきり明確に分かれています。運営費はその運営する方の人件費もかかるんでしょうが、ところが事業費というのは、事業費に対する補助金なんです。だから観光協会は補助金なんです。一緒になって何をどのような形で使われて、どのような成果が上がっているのかが非常に見えない。ここら辺のところは、なぜこのような形の補助金の体制になっているか教えてもらえますか。

●議長（宮崎信一君） 商工観光部長。

●商工観光部長（斎藤和幸君） まず、大前提といたしまして、商工会のような独立した、財源も比較的、県からの財源がほぼ一番大きいんですけども、そういった組織と一自治体の小さい観光協会と一緒に並べて比較すること自体がナンセンスだとまず私からは述べさせていただきます。

●議長（宮崎信一君） 齋藤光春議員。

●2番（齋藤光春君） ナンセンスですか。これ、税金ですよ、我々の。明瞭な使い方、それからその成果を上げるためにやっている。だからこそ、きちっとした計画なりというのは、補助金を出す方で審査して、指導なり、協議なりした方がよろしいのではないかと、私はそう考えるんです。ですから、そのことをですね、もうちょっとしっかりと観光協会の方と協議してですね、有効、効率的な事業計画とか予算の使い方というのをすべきではないかと考えるわけです。ですから、具体的に何がどれくらいに使うのか、そして、今までの成果、先ほどお話しましたが、集客人数ですね、こういうのも含めてどれくらいあったのか。そしてまた、これに対する費用対効果はどれくらいあったのかということ、十分にですね検討すべきではないかと。それで6月の時に話したら、まだそういう細かいところはしてないということで、あくまでもこれは我々の税金なんです。ですから、そこら辺のところは、もうちょっとすべきではないかと思いますが、そこら辺のところはいかがでしょうか。

●議長（宮崎信一君） 商工観光部長。

●商工観光部長（斎藤和幸君） 先ほど齋藤議員が平成27年度は事業の要望を出されて、当局の方から査定された後の金額、1,800万円の要望に対して1,200万円の査定結果が下りてきたというお話でしたけども、今は要望の中で市当局もその一つ一つの事業の中に入りこんで、必要性、あるいは、もっとここはよくした方がいいんじゃないかといった、必ずしも削減ということだけではなくて、もっといい方法というものを一緒に考えながら、情報を集めながら観光協会の要望に対して事業費、運営費を積み上げて、結果、最終的な予算が決定していきますので、税金だから無駄づかいということでは全くそれは当てはまらないことだと思っております。

●議長（宮崎信一君） 観光課長。

●観光課長（今野伸二君） 先ほど私のお答えした内容、尻切れとんぼみたいな感じではございましたので、その部分についての補足させていただきますが、観光協会さんの1年間の事業メニュー

といいますか、大きく全部で七つございます。そのうち四つの事業ということで市の方で補助の方をさせていただいているということでございます。その四つの事業につきましては、齋藤議員が先ほどおっしゃられたとおり、事業ごとに予算書というものを作っていただいております。かつ、事業計画書というものもですね、おのおのしっかり整備されたもので私どもと予算折衝といいますか、協議の方、入らせていただいております。こういった形式、形態にいつからなったのか私分かりませんが、恐らくはその平成27年度あたりから、そういったものとして引き継がれて今現在に至っているのかなと推測はしているところではございますけども、やはり私どもの方でも事業ごとに予算このぐらいかかりますというようなところではですね、しっかり協議はさせていただいていると認識しているところでございます。

以上です。

●議長（宮崎信一君） 齋藤光春議員。

●2番（齋藤光春君） 同じ事業をやるにしてもですね、この今、今年度、昨年度ですか、2,000万円くらいの補助ですけども、ここまで上がった一つの要因というのが、花火です。花火に対する今までの予算から、向こうの方の要望で1,000万円の花火を上げたいと。それで500万円プラスしたんです。経緯分かんないかもしれません。それに10万人を集めると。それも観光バス、特別列車を仕立てて、ここに宿泊させながらやりたいということで上がった金額がこれだけのプラスになったとこなんです。ですから、やるんだったらやるで、しっかりとそういう成果を出す。そして検証する。一緒に考えるということをもっとやるべきでしょうと、私はそう言って、今、部長の方でそういうことは言うなということだったようですけども、やるんだったら成果を上げてくださいということなんです。だから、もっとやりようがあると思いますので、そこら辺の検証もしっかりと協会と一緒にですねやっていただきたいと、そういう意味で申し上げた次第ですので、これからまだまだ続きます。しっかりと観光事業、にかほ市たくさんあります、いいもの。ブラッシュアップできることたくさんあります。一次産業にしても。ぜひですね、活性化するようにやっていただきたいということで次の方に移らせていただきます。

2番、社会的弱者への支援対策について。

これは6月にも話させていただいたところです。社会的弱者への設備整備等への支援について質問をしましたが、それに対して市長の方は、社会的弱者のためには生活保護、住宅補助等いくつかのセーフティネットが準備されているので、現段階では助成制度、補助制度の創設については考えていないという答弁を行っています。

先日、連日の猛暑の中、昨日もありましたが、エアコンも無い本市の公営住宅の一室にて住民の方がお亡くなりになりました。死因は熱中症ではないかと言われています。この方はですね、亡くなる前の日だったんですけども、夕方に自動販売機にですねジュースを買いに来てあったそうです。同じアパートに住む住民の方が目撃しております。

以前に述べたとおりですね、物価高騰や公共料金の値上がり、社会保険料の値上がり等で低所得者にとっては、ますます日常生活は厳しくなっています。まして、ここに加えてガソリン代の高騰もあります。国を挙げて若者支援・子育て支援が講じられています。これからの社会を担う若者た

ちへの支援を十分に行うことに対して異論はございません。だったら同様にですね、社会的弱者に対する快適な生活環境作り、支援を講じることが自治体の責任ではないかと考えます。このような施策が「住み続けたいまち」になり、人口減少対策にもいくらかつながるものと考えます。住民の命を守り健康な生活ができるように、安全・安心して暮らせるまちづくりのために、新たに支援策を進める考えはないか6月に引き続き再度市長の考えを伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） このことについては、昨日の一般質問で大分、他の議員への答弁の中で述べておりますが、本日の議員の質問に対する答弁として準備させていただいているものについて説明をさせていただきたいと思っております。

社会的弱者への支援としては、いくつものセーフティネットが準備されております。行政の責任としてやるべきではないか、当然のことながらやっているというところであります。

一つ目は、平成27年度から生活困窮者を対象とした自立相談支援事業を社会福祉協議会へ委託し、にかほ市総合生活相談室として相談支援を実施しております。相談室では、年間40ケースほどの相談に対し、電話対応、訪問、他機関との協議など、述べ1,300回ほどの対応・調整を行っております。日々、社協担当者が市担当者と協議し、随時連携して対応に当たっており、結果的に生活保護制度につながるケースもあります。

二つ目は、障害者に対して、にかほ市障害者基幹相談支援センターを核としながら、市内4か所の相談支援事業所への委託により、支援業務を行っております。障害の種別や手帳の有無に関わらず、障害のある方や、その家族からの各種相談にも応じ、情報提供や助言、福祉サービスの利用援助など必要な支援を行い、障害のある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができ、地域で安心して暮らしていけるよう支援をしているところであります。

三つ目としては、福祉課内に福祉総合相談窓口を昨年度から設置し、相談者の属性、年代、相談内容等を問わずに福祉全般について、市民や民生児童委員などからの相談を幅広く受け付けて、直接の相談支援や他機関との連携、アウトリーチ等を行っているところであります。

四つ目として、総合福祉交流センター「スマイル」内に児童相談所の補完的な役割を担う県の児童家庭支援センター「こねくと」、不登校児童・生徒の新しい居場所として教育支援センター「ばすてる」、また、子育て支援課内に子どもに関する相談や家庭支援、虐待対応などのさらなる充実を図る子ども家庭総合支援拠点を整備し、児童虐待や不登校、発達の遅れといった児童に関わる相談体制の充実を図り、対応をしているところであります。

県の児童家庭支援センター「こねくと」での相談等の件数は、由利本荘市と合わせてですが、昨年10月から約2,400件の相談、訪問、連絡調整の対応を行っているところであります。

五つ目として、75歳以上の高齢者世帯を対象とした高齢者等声かけ見守り巡回事業において、高齢者の心身状況、生活状況等について、日頃の見守り活動により把握に努めており、定期的な見守り訪問を実施しているところであります。世帯に対して2か月に一度訪問する計画で、今年度の登録世帯数は1,135世帯となっております。

六つ目として、認知症の高齢者で介護サービスを利用されていない方を対象とした安心生活見守り支援事業があります。利用者は10名です。状態に応じて、月に1回から4回程度訪問をしております。訪問時に異変に気づいた場合は、地域包括支援センターが再度訪問し、状況確認を行い、必要な支援につなげております。

七つ目として、地域の事業者が日々の業務の中で見守りを行う高齢者見守りネットワーク事業があります。新聞店やヤクルト販売など八つの事業所から協力をいただいているところであります。

八つ目は、民生委員、児童委員による地域の目を利用した見守りであります。民生委員、児童委員による地域の目を利用した見守りについてですが、これについては民生委員、児童委員との連絡調整については、毎月市内3地区で行われている定例会議に年間36回、職員が出席し、各地区の委員と連携を図っているところであります。委員の皆さんが日々の訪問や相談等の活動を通じて得た対象者との情報の報告や相談を受けているほか、より緊急性の高いケースについては、随時担当に情報が寄せられ、担当から関係機関につないで対応に当たっているというところであります。

以上のように、様々な相談窓口を設け、見守り訪問を行っておりますが、高齢者の中には自ら支援を求めることに消極的な方や支援を拒否される方もおり、介護関係者や福祉関係者、医療機関等様々な分野からも地域包括支援センターに相談が寄せられております。最終的には、最後のセーフティネットである生活保護制度でカバーされています。例えば、生活保護制度においては平成30年7月より、高齢者や障害者等の熱中症予防が特に必要とされるケースで新規申請時に冷房機器を所持していない場合、冷房器具の購入費等に対して扶助が認められるようになりました。

これらのセーフティネットが機能するように、市職員だけではなく関係者の皆さんが日々尽力されているところでありますので、まずは既存の制度の対象となる方を取りこぼさないようにして支援につながるよう取り組んでまいります。

今後も地域の関係機関と連携をとりながら、その人にとって必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

●議長（宮崎信一君） 齋藤光春議員。

●2番（齋藤光春君） 福祉行政につきましてですね、大変詳しくお聞きいたしました。または、対策なされているようです。

昨日も生活保護を受けている方、後期高齢者の方たちへの対応ということはお話されていましたが、私が申し上げたいのは、生活保護も受けていない、いわばぎりぎりの生活をなされている方たちの経済的な支援ということであります。

まず、私の場合の収入をお知らせいたします。家族5人です。電気代が1か月約2万円、水道が約7,000円、ガス代が約4,000円、それに電話料金が携帯電話と、それから固定電話で約2万円、それから非消費、要するに税金とかですね、それから保険料、これが大体4万円くらい。それからガソリン代が家内と2人で3万円くらいです。それから新聞代、3紙取っていますので約9,000円と。そして、私のうちにはエアコンが3室にあります。これは生活、要するに食費入っておりません。これで約15万円です。私の年金の方は月計算でいくと、国民年金が約5万円、厚生年金が約13万円という形です。これ、家内と2人ですので掛ける2で見ていただければと思います。贅沢

しなければ十分にやっつけていける、食事を除けばですね。そこが総務省で発表している持ち家の一人暮らしの人の消費支出って14万3,139円と、これは色々なタイプの家庭がございまして、世帯がございまして、平均だそうです。その中で食費が3万7,000円、それから非消費支出、これが税金とか、それから保険料ですね、これが1万2,356円と。総額が15万5,495円だそうです。年金だけが約9万円ということですので、これでは間に合いません。ですから、どっからか食品とか、それからお子さんたちからの仕送りがあるんじゃないかと、非常に不安だということです。

それで、他の方たちにも聞いてみました。このときには、A氏ですが、公営住宅に暮らす一人暮らし、年金ももらって、アルバイトもやっているという方。電気料が2,991円、水道料が2,280円、ガスが4,992円、電話が3,850円、これは携帯電話だそうです。あと、非消費ということで、保険料等が約1万円くらいということで、ガソリン、働いていますのでガソリン代が約2万円くらい、今上がっていますので。その方はエアコン無しです。年金は大体6万か7万くらい。足りないのでアルバイトしていると。それで、その生活費関係のところだけで3万4,617円、B氏の方は、これはまだ年金をもらっていない方だそうです。これは就業している方ですが、この方が電気料が3,000円ちょっと、水道料が同じく、最低料金だと思います。外、出ますので、ガスはあんまり使わないと、1,500円。電気料金は、仕事していますので約1万円。この方もエアコン無しと。ガソリンは2万円くらいだそうです。これが3万7千いくらと。それからもう一人の方に聞きました。その人は年金とアルバイトをやっているそうです。その方は働いていますので、電気料4,215円、水道料2,280円、ガスが5,892円、これは自分で自炊されているので使うということです。電話料金が同じく1万円くらい。非消費が1万円くらい。そして新聞取っていますので4,000円くらいと。そしてこの方はエアコンが1台あるそうです。ですから、例えばガスとかですね、それからエアコン使う場合だと、もっと跳ね上がると。これだけで4万6千いくらだそうです。公営住宅に入っている方、100万そこそこの方たちが入居されていると思いますので、これから食費取ったらかなり厳しいわけですよね。このような現実があります。ですから、ぜひですね、こういう方たち、先ほど生活保護とか障害者の方だけでなく、一般的にこのような厳しい状況にある方たちへも目を向けていただければと、そういうような方たちの調査とかはやられているんでしょうかという一つです。質問いたします。

それからもう一つは、例えば、このような昨日ありましたが、国とか県の方から補助金もらうために、そういう社会的弱者の方にももらうには、必要であるということなんですが、例えばにかほ市はふるさと納税たくさんございまして。その中でも納税者の方で市長へお任せというような金額もあるようです。そのような活用をしてですね、このような弱者の救済とかを、全てとは言いません。例えば、前にも話しましたが、エアコンを付けるための補助金を出すとかというようなことは考えないのかお聞きいたします。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） それぞれ調査を行っているのかどうかについては担当の方で答えをさせていただきますが、いずれ昨日の答弁でもお話をさせていただいたように、今はまず、緊急避難的な、避難所的な対応を来年度以降、町内会への支援も視野に入れながら行っていきたいというのが暑さ

対策に対する現在の私どもの方針であります。

議員のおっしゃるように、生活保護、セーフティネットに引かからない生活保護とのぎりぎりのラインの方々に対する支援ということについてですが、今の披瀝された方々、公営住宅に住まわられている方のお話をされましたが、公営住宅に住まわれていない方々でもぎりぎりの方はおるわけです。そういう方々についても同様のことをしていくとなると、やはり個人財産の築造に補助金、税金が使われるということになりますので、これについては補助金という制度、そのエアコンに絞った補助金の制度というよりは、私は、まず一例です。これがそのままいくというわけにはいきませんが、私としては、例えば住宅リフォーム補助金、その中のメニューの一つとして住宅リフォームという形の中で検討するのも一つの方法としてはあるのではないかなというふうに思います。個人財産の築造ですので、一定の方だけを対象にしたというものではなくて、やはり市民、例えば私はこのぐらいなんだけど何で私は対象にならないのというようなことのない方が、よりすっきりするのではないかなと、あくまでも一例であります。

【2番（齋藤光春君）「終わります」と呼ぶ】

●議長（宮崎信一君） これで――

●市長（市川雄次君） 今、答弁を求めています。

●議長（宮崎信一君） いいの。やるの。――はい、それでは市民福祉部長、時間がきておりますので端的にお願いします。

●市民福祉部長兼市民課長（佐々木修君） 先ほどの低所得者の調査をしているのかという質問ですが、今までは給付金の対象が非課税世帯というところで、特別、調査というところはしておりません。

●議長（宮崎信一君） これで2番齋藤光春議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前11時56分 散 会